

大通達甲（備）第2号
大通達甲（警）第2号
大通達甲（生）第2号
大通達甲（刑）第2号
大通達甲（交）第2号
平成27年2月20日

簿冊名	例規（1年）
保存期間	1年

本部各課・所・隊・室長
警察学校長 殿
各警察署長

大分県警察本部長

大分県警察新型インフルエンザ等対応業務継続計画の策定について（通達）

大分県警察新型インフルエンザ対応業務継続計画については、「大分県警察新型インフルエンザ対応業務継続計画の策定について」（平成22年5月10日付け大通達甲（備）第3号、（警）第11号、（生）第4号、（刑）第3号、（交）第3号）に基づき運用してきたところであるが、この度、別添のとおり「大分県警察新型インフルエンザ等対応業務継続計画」を策定したので、事務処理上遺漏のないようにされたい。

なお、前記通達は、廃止する。

（警備第二課災害係）
（警務課企画係）
（生活安全企画課企画係）
（刑事企画課企画係）
（交通企画課企画係）

別添

大分県警察新型インフルエンザ等対応業務継続計画

- 第1 総則
 - 1 計画の目的
 - 2 実施方針等
 - 3 被害想定
 - 第2 実施体制
 - 1 未発生期の体制
 - 2 国外発生期の体制
 - 3 国内発生早期の体制
 - 4 国内感染期の体制
 - 5 警察庁・知事部局等関係機関との連携
 - 第3 発生時の継続業務等
 - 1 業務継続の基本方針
 - 2 強化・拡充業務
 - 3 一般継続業務
 - 4 縮小・中断業務
 - 第4 業務継続のための執務体制の確立
 - 1 新型インフルエンザ等発生時の執務体制
 - 2 人員計画
 - 3 職員等の感染状況の把握
 - 第5 業務継続のための執務環境の整備
 - 1 物資等の確保
 - 2 情報通信の確保
 - 3 医療体制の確保
 - 第6 感染防止の徹底
 - 1 個人及び家庭での感染予防
 - 2 職場における感染拡大防止策
 - 3 発症者等への対応
 - 4 来庁者への対応
 - 第7 業務継続計画の発動等
 - 1 業務継続計画の発動
 - 2 状況に応じた対応
 - 3 通常体制への復帰
 - 第8 業務継続計画の維持・管理等
 - 1 公表・周知
 - 2 教育・訓練
 - 3 点検・改善
- 別表 業務の仕分け

- 第1 総則
 - 1 計画の目的
 - 新型インフルエンザは、毎年流行を繰り返してきたインフルエンザウイルスとウイルスの抗原性が大きく異なる新型のウイルスが出現することにより、およそ10年から40年

の周期で発生している。ほとんどの人が新型のウィルスに対する免疫を獲得していないため、発生時には、世界的な大流行（パンデミック）となり、大きな健康被害とこれに伴う社会的・経済的影響が生じることが懸念されている。また、未知の感染症である新感染症の中でその感染力の強さから新型インフルエンザと同様に社会的影響が大きいものが発生する可能性がある。これら新型インフルエンザ等が発生した際には、感染拡大を可能な限り抑制し、国民の生命及び身体を保護するとともに、国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるようにする必要がある。

これに対し、県警察では、大分県警察新型インフルエンザ等対策行動計画（平成26年3月10日付け大通達甲（備）第3号ほか別添。以下「県警察行動計画」という。）を策定し、新型インフルエンザ等の発生時には、県警察行動計画等に基づき、治安の確保に必要な警察活動を維持しつつ、各種混乱に伴う不測の事態にも的確に対処することとしている。

しかし、新型インフルエンザ等の流行時には、その感染力の強さから、職員及びその家族（以下「職員等」という。）の健康被害は避けられず、最大40パーセントの欠勤者が出るのが想定されており、あらかじめ被害想定を踏まえた業務継続計画を策定しておくことが必要である。

この計画は、新型インフルエンザ等の発生時においても、限られた人員の中、県警察がその機能を維持し、必要な業務を継続できるよう、その実施体制や発生時における継続業務等を定めるものである。

2 実施方針等

(1) 業務継続計画の実施方針

この計画の実施に当たっては、警察本部各所属、警察学校及び各警察署が相互に連携し、新型インフルエンザ等の発生時における治安体制の確保に万全を期するとともに、知事部局等関係機関と積極的に連携し、的確に業務を推進するものとする。

(2) 公安委員会への報告等

この計画の実施に当たっては、時機を逸することなく公安委員会へ報告し、新型インフルエンザ等流行時には、公安委員会の管理の下、その権限に属させられた事務の迅速かつ適切な実施に努めるものとする。

3 被害想定

この計画は、政府の新型インフルエンザ等対策政府行動計画（平成25年6月7日閣議決定。以下「政府行動計画」という。）、新型インフルエンザ等対応中央省庁業務継続ガイドライン（平成26年3月31日新型インフルエンザ等及び鳥インフルエンザ等に関する関係省庁対策会議策定）等で示された被害想定等（表1）に基づき策定する。ただし、新型インフルエンザ等の流行規模や被害の程度は、出現した新型インフルエンザ等の病原性、感染力等に左右されるものであることから、実際に新型インフルエンザ等が発生した場合には、被害の状況及び事態の進行に応じて柔軟に対応するものとする。

表1 人的被害等想定

	人的被害等想定
発症率	○ 全人口の25パーセントが罹患
医療機関の受診者	○ 全国：約1,300万人～2,500万人 ○ 大分県：約12万5千人～24万人
死亡者	○ 中等度（アジアインフルエンザレベル、致死率0.53パーセント） ・ 全国：上限約17万人

	<ul style="list-style-type: none"> ・ 大分県：上限約1,600人 ○ 重度（スペインインフルエンザレベル、致死率2.0パーセント） ・ 全国：上限約64万人 ・ 大分県：上限約6,100人
流行状況	<ul style="list-style-type: none"> ○ 各地域ごとの流行期間は約8週間（ピークは約2週間） ○ り患者は1週間から10日間程度り患
欠勤率	○ ピーク時にり患して欠勤する職員の割合は多く見積もって5パーセント程度と考えられるが、り患した家族の看病等も含めると職員の最大40パーセント程度が欠勤

第2 実施体制等

1 未発生期の体制

未発生期には、大分県警察新型インフルエンザ等対策委員会設置要綱（平成27年2月20日付け大通達甲（備）第1号ほか別添）に基づく大分県警察新型インフルエンザ等対策委員会において、新型インフルエンザ等の発生に備えた各種対策を推進するとともに、必要に応じて、この計画の見直しを検討するものとする。

2 国外発生期の体制

新型インフルエンザ等が国外で発生した場合には、県警察行動計画に定めるところにより、大分県警察新型インフルエンザ等対策本部（以下「県警察対策本部」という。）を設置し、国内発生に備えた準備を行うものとする。

3 国内発生早期の体制

国内発生早期（国内のいずれかの都道府県内で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追える状態をいう。以下同じ。）においては、県警察対策本部が中心となり、県内の流行状況等を考慮しながら、この計画に定める事項を実施するものとする。

4 国内感染期の体制

国内感染期（国内のいずれかの都道府県で新型インフルエンザ等の患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態をいう。以下同じ。）においては、国内発生早期に引き続き、県警察対策本部において県災害対策本部等との連携を図り、事態の対処に当たる。

国内感染期には、多くの職員が欠勤することが考えられるため、この計画で定められた事項を実施できるよう適宜適切な人員配置に努めるものとする。

5 警察庁・知事部局等関係機関との連携

この計画の実施に当たっては、警察庁との連絡及び調整を図るとともに、知事部局等関係機関との連携を強化して、新型インフルエンザ等対策等に必要な業務を推進するものとする。

第3 発生時の継続業務等

1 業務継続の基本方針

新型インフルエンザ等発生時（以下特段の記述のない限り、「発生」とは国内における発生のことをいう。）においても警察の役割を的確に推進するため、新型インフルエンザ等の発生により新たに生じ、又は業務量が増加する業務及び緊急に対応する必要がある業務（以下「強化・拡充業務」という。）を優先業務とするとともに、治安の確保に必要な業務（以下「一般継続業務」という。）を継続する（以下両者を合わせて「発生時継続業務」という。）こととし、その他の業務（以下「縮小・中断業務」という。）は縮小し、又は中断するものとする。

2 強化・拡充業務

県警察行動計画で取り組むこととしている業務であって、新型インフルエンザ等の発生により新たに生じ、又は業務量が増加するもの及び新型インフルエンザ等の発生に伴い緊急に対応する必要があるものを強化・拡充業務とする。

主な強化・拡充業務は、県警察行動計画において、国内発生早期又は国内感染期に実施することとされている次の事項とする（県警察行動計画第4章及び第5章参照）。

(1) 国内発生早期

- ア 実施体制
- イ 感染対策
- ウ 水際対策の支援
- エ 医療活動の支援
- オ 社会秩序の維持
- カ 緊急事態措置に対する支援等
- キ 重点的感染拡大防止策の支援

(2) 国内感染期

- ア 実施体制
- イ 感染対策
- ウ 水際対策の支援
- エ 医療活動の支援
- オ 多数死体取扱いに当たっての措置
- カ 社会秩序の維持
- キ 緊急事態措置に対する支援等

3 一般継続業務

(1) 一般継続業務

個人の生命、身体及び財産の保護並びに公共の安全と秩序の維持に必要な業務であって、一定期間、縮小し、又は中断することにより、治安及び国民生活や経済活動に重大な影響を与えることから、まん延期であっても業務量を大幅に縮小することが困難なものを一般継続業務とする。

また、新型インフルエンザ等による被害は長期化することが考えられるため、組織の維持に必要な最低限求められる業務及び発生時継続業務を行うための環境を維持するための業務も一般継続業務とする。

主な一般継続業務は、業務仕分け（別表）のとおりとする。

(2) 一般継続業務についての留意事項

一般継続業務の実施に当たっては、感染拡大をできるだけ阻止するため、次の3点について留意するものとする。

- ア 一般継続業務であっても、その緊急性及び必要性を検討し、早急に対応が必要でないものは縮小し、又は中断すること。
- イ 業務内容や作業手順を精査し、より少ない人員により、短時間で効率的に実施するための工夫を行うこと。
- ウ 許認可等の窓口業務、運転免許関連事務等、感染リスクのある業務に関しては、可能な範囲で感染リスクの低い実施方法を考慮すること。

4 縮小・中断業務

(1) 縮小・中断業務

調査・研究業務等、緊急に実施することが必須ではなく、一定期間、大幅な縮小又

は中断が可能な業務及び積極的に中断すべき業務を縮小・中断業務とする。

主な縮小・中断業務は、業務仕分けのとおりとする。

(2) 縮小・中断業務についての留意事項

縮小・中断業務であっても、特に対応が必要と認められる場合には、業務を調整の上、適切に対応するものとする。

第4 業務継続のための執務体制の確立

1 新型インフルエンザ等発生時の執務体制

(1) 指揮命令系統の明確化

ア 幹部の感染リスクを低減するための方策

意思決定権者である幹部の感染リスクを低減するため、新型インフルエンザ等の発生時には、決裁の簡略化、対人距離の確保等の措置を講ずるものとする。

イ 幹部がり患した場合の対応

(ア) 代決

新型インフルエンザ等発生時に業務上の意思決定権者である幹部がり患するなどにより出勤が困難となった場合には、大分県警察事務決裁規程（平成21年大分県警察本部訓令第19号）第6条の規定に基づき、代決を行うものとする。

(イ) 電話等による報告

前記(ア)の代決を行った場合には、必要に応じて、電話、FAX等により本来の意思決定権者に報告するものとする。

(2) 業務継続実施責任者

ア 各所属に業務継続実施責任者を置き、当該所属の長をもって充てる。

イ 業務継続実施責任者は、新型インフルエンザ等の発生時に発生時継続業務を的確に継続するため、この計画に定められた業務を行う。

(3) 業務継続実施副責任者

ア 各所属に業務継続実施副責任者を置き、警察本部の各課(所、隊及び室を含む。以下同じ。)にあっては次席(副所長及び副隊長を含む。以下同じ。)を、警察学校にあっては副校長を、各警察署にあっては副署長をもって充てる。

イ 業務継続実施副責任者は、業務継続実施責任者を補佐し、業務継続実施責任者に事故があるときは、その業務を代行する。

(4) 感染防止従事責任者

ア 各所属に感染防止従事責任者を置き、警察本部の各課にあっては次席を、警察学校にあっては副校長を、各警察署にあっては副署長をもって充てる。

イ 感染防止従事責任者は、新型インフルエンザ等の発生時に職員の感染をできる限り防止するため、職員の健康管理及び感染予防並びに職場内における感染拡大防止に関する業務を行う。

2 人員計画

(1) 人員計画の作成等

ア 人員計画の作成

業務継続実施責任者は、業務仕分けに基づき、あらかじめ発生時継続業務及びそれを実施するために必要な人員を把握するとともに、業務の縮小又は中断により発生時継続業務に配分できる人員を把握し、人員計画を作成するものとする。

イ 人員計画作成上の留意事項

(ア) 人員計画では、職員の40パーセントが欠勤することを前提とした上で、発生時継続業務を継続するために必要な人員を所属内で配分するとともに、専門知識を

必要とする業務については、その代替職員又は代替方法についてあらかじめ定めておくものとする。

- (イ) 人員計画を円滑に実施するため、発生時継続業務の必要人員及び出勤が困難になる可能性のある者を的確に把握するとともに、感染リスクを軽減するための勤務体制等について検討するものとする。
- (2) 人員計画の運用
 - ア 未発生期

業務継続実施責任者は、部下職員の業務を的確に管理するとともに、各業務資料の整理と共有化を図り、発生時継続業務を担当する職員が欠勤した場合でも、他の職員が速やかに業務を引き継ぎ、継続できるよう、教育及び訓練を実施するものとする。
 - イ 国外発生期

業務継続実施責任者は、新型インフルエンザ等が国外で発生した場合には、発生時継続業務、必要人員等を確認し、国内発生に備えて、具体的な人員配分等を検討するものとする。
 - ウ 国内発生早期

業務継続実施責任者は、新型インフルエンザ等が国内で発生した場合には、県警察対策本部の決定を受け、速やかに業務を縮小し、又は中断し、強化・拡充業務に人員を配分するものとする。
 - エ 国内感染期

県警察対策本部長は、発生時継続業務を維持するため、警察本部直轄部隊等を編成し、業務継続が困難な警察署に派遣するものとする。
業務継続実施責任者は、国内発生早期に引き続き、発生時継続業務を確実に実施するとともに、体制、任務等の見直しを適宜行うものとする。
 - オ 人員計画運用上の留意事項

業務継続実施責任者は、国内発生早期又は国内感染期には、少ない人員で業務を行わざるを得なくなることから、感染防止従事者と共に、長時間労働による過労又は精神的ストレス等により職員が健康を害することにならないよう留意するものとする。
- (3) 感染リスクを軽減する勤務体制
 - ア 出勤方法

業務継続実施責任者は、新型インフルエンザ等の発生時には、公共交通機関における感染リスクが高まることから、その発生状況等を勘案し、以下の出勤方法をさせるなど、通勤途上における感染リスクを減らすための措置を検討するものとする。

 - (ア) 徒歩又は自転車による出勤

業務継続実施責任者は、新型インフルエンザ等の発生時には、通勤時の感染リスクを軽減するため、徒歩又は自転車による出勤が可能な職員に対し、当該出勤を要請するものとする。
なお、徒歩又は自転車による出勤を行うこととした職員は、必要に応じて、通勤方法に関する手続を行うものとする。
 - (イ) 勤務開始時間の繰下げ等

業務継続実施責任者は、時差出勤が必要と認められる職員については、職員の休日休暇及び勤務時間等に関する条例施行規程（平成7年大分県警察本部訓令甲第16号）に基づく勤務開始時間の繰下げ等を行うものとする。

イ 勤務形態

業務継続実施責任者は、職場で発症者が出た際に濃厚接触者の数を減少させるため、必要に応じ、所属内において班を編制し、前記ア(イ)に規定する勤務開始時間の繰下げ等を活用して班ごとに勤務時間の割振りを行うこと等を検討するものとする。

ウ 勤務環境

感染防止従事責任者は、執務室内を整頓するとともに、新型インフルエンザ等の発生状況等を勘案の上、可能な限り対人距離をとれるよう机を配置し、また、職員にマスクを着用させるなど、感染拡大防止措置を講ずるものとする。

エ 県警察対策本部要員の勤務

県警察対策本部要員は、原則として、各執務室において強化・拡充業務を行うものとする。ただし、県警察対策本部長は、庁舎内における新型インフルエンザ等の発生状況等を考慮して必要と認められる場合には、県警察対策本部要員のうち必要な要員を招集し、対策本部において強化・拡充業務を行わせるものとする。

3 職員等の感染状況の把握

- (1) 職員等は、新型インフルエンザ等の発生時には、朝、自宅で検温を実施し、発熱等のインフルエンザ様症状がある場合は、速やかに保健所の発熱相談センター又は大分県総合相談窓口（以下「発熱相談センター等」という。）に連絡し、その指示に従って発熱外来等を受診するものとする。その結果、新型インフルエンザ等の疑いがあると診断された場合には、所属の感染防止従事責任者に連絡するものとする。
- (2) 感染防止従事責任者は、前記(1)により連絡を受けたときは、職員に対し休暇の取得等を指導するとともに、警備部警備第二課及び警務部厚生課（以下「厚生課」という。）健康管理係に速報するものとする。

第5 業務継続のための執務環境の整備

1 物資等の確保

(1) 備蓄食料の管理

新型インフルエンザ等の発生時において食料が入手困難となる場合に備え、備蓄食料の適切な管理を図るものとする。

(2) 感染防護資機材・消耗品等の確保

感染防護資機材の適正管理に努めるとともに、関係所属が相互に調整を図り、業務継続に必要な消耗品等の確保に努めるものとする。

(3) 対象事業者の把握

発生時継続業務に必要な物資の提供及び各種システムの保守に係る事業者並びに当該事業者が事業を継続することが困難になった場合の代替業者を把握しておくものとする。

なお、当該事業者に対しては、業務の継続に関する調整及び要請を行うものとする。

(4) 被留置者の食事の確保

被留置者の食事の契約業者に対し、業務継続についての協力を要請するものとする。また、当該契約業者が業務を継続することが困難になった場合に備え、代替業者をあらかじめ把握し、代替措置を準備しておくものとする。

2 情報通信の確保

(1) 通信の確保

九州管区警察局大分県情報通信部（以下「情報通信部」という。）と連携して、各種事案発生時において、迅速・的確な指揮命令及び現場の状況把握に必要な通信を円

滑に確保するため、情報通信部との連絡調整等を行う担当職員及びその代替職員を複数人指名するものとする。

また、情報通信部との連絡要領及び窓口を業務マニュアル等で明確化し、代替職員以外の職員にも広く周知させておくなど、担当職員の不在の場合においても迅速な対処ができる体制の確保を図るものとする。

(2) 情報システムの維持

各種情報システムを適切に運用するため、当該システムの維持管理を担当する職員の不在に備えた業務マニュアルの作成、各種情報システムの操作方法の教養等を実施するものとする。

また、各種情報システムのうち、障害からの復旧に事業者等との協働が必要なものについて、新型インフルエンザ等発生時においても早期に障害から復旧できるよう、関係事業者等との連絡体制の整備に努めるなど、障害発生時に迅速な対処ができる体制の確保を図るものとする。

3 医療体制の確保

職場において職員が発症した場合に備え、発熱相談センター等を確認し、職員等に周知させるものとする。

また、厚生課健康管理係と職員等の受診方法について調整しておくものとする。

さらに、被留置者が感染者等になった場合に診療を要請する医療機関及び感染者となった被留置者の入院を要請する医療機関並びに入院させるまでの間に隔離する場所をあらかじめ選定しておくものとする。

第6 感染防止の徹底

1 個人及び家庭での感染予防

(1) 基本的な感染防止対策

職員等の基本的な感染防止対策は、次のとおりとする。

ア 咳エチケット、手洗い及びうがいを徹底すること。

イ 外出に当たっては、人混みをなるべく避け、混み合った場所、特に屋内、乗り物等換気が不十分で閉鎖的な場所に入るときにはマスク（不織布製）を着用するように努めること。

ウ マスクはいつでも着用できるように準備し、咳、くしゃみ、鼻水等の症状がみられた場合は、速やかに着用すること。

(2) 感染予防の周知徹底

厚生課は、新型インフルエンザ等感染予防のための基本的措置について、具体的に記載した資料の配布等により、職員等に対する周知を徹底するものとする。

2 職場における感染拡大防止策

職場における感染拡大防止を徹底するため、次の措置をとる。

- (1) 職員は、出勤前に検温を実施し、発熱等のインフルエンザ様症状がある場合には、いかなる理由があっても出勤しないこと。
- (2) 庁舎内に消毒剤を配備すること。
- (3) 庁舎入り口においてマスク着用を促すこと。
- (4) 机のレイアウトの変更、パーテーションの設置等により対人距離を保持すること。
- (5) 職員食堂の施設のある所属については、時差的利用を導入すること。
- (6) 対面による会議を極力避け、電話会議等を実施すること。

3 発症者等への対応

- (1) 職場において発症者が出た場合の措置

職場において発症者が出た場合の措置は、次のとおりとする。

- ア 発症者の対応に当たる職員については感染予防資機材を着用させること。
- イ 発症者は、あらかじめ指定した相談室、会議室等に移動させること。
- ウ 発症者の机等、当該職員が触れた可能性のある箇所の消毒を実施すること。
- エ 発症者及び発症者と濃厚接触した職員については、発熱相談センター等の指示に従い、対応すること。

(2) 職員の発症等に関する休暇の取扱い

- ア 職員がインフルエンザ様症状を呈する場合は、病気休暇又は年次有給休暇を取得すること。
- イ 濃厚接触者として、検疫法(昭和26年法律第201号)の規定に基づく停留又は感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)の規定に基づく外出自粛要請等の措置を受けている場合は、特別休暇を取得すること。
- ウ 職員の家族等が新型インフルエンザ等になり患った場合は、年次有給休暇又は特別休暇を取得すること。
- エ 保育所等の臨時休業による子等の世話のため出勤ができない場合は、原則として、年次有給休暇を取得すること。
- オ 感染防止従事責任者は、前記ア、イ又はウに該当する職員を認知した場合には、それぞれに該当する休暇を取得するよう、指導すること。

4 来庁者への対応

(1) 入庁管理

新型インフルエンザ等の発生時には、庁舎内における感染拡大を防止するため、来庁者に対し、庁舎入口における手指消毒及びマスク着用を促すとともに、発熱等の症状を聴取すること等により、発熱等の症状を有する者の入庁を制限するものとする。

(2) 面談場所等の確保

面会スペースを執務室以外に設置すること等により、外部からの訪問者の執務室への侵入を制限し、庁舎内における感染の拡大防止に努めるものとする。

(3) 事業者への要請

庁舎の機能維持に必要な警備、清掃、各種設備の保守・点検等を行う事業者に対し、業務継続に向けた協力を要請するものとする。

第7 業務継続計画の発動等

1 業務継続計画の発動

原則として、国内で新型インフルエンザ等が発生し、政府の新型インフルエンザ等対策本部（以下「政府対策本部」という。）が国内発生早期を宣言した場合において、県内での流行状況を踏まえ、県警察対策本部長が必要と認めたときに、県警察対策本部会議を開催し、速やかに人員計画等に定められた体制に移行するものとする。この場合には、大分県新型インフルエンザ等対策本部と緊密な連携を図るものとする。

新型インフルエンザ等発生初期段階であり、発生した新型インフルエンザ等の重篤性、感染力等が明らかでない場合であっても、発生時継続業務以外の業務で感染リスクの高いものは早期に縮小し、又は中断し、感染リスクを軽減していくものとする。

2 状況に応じた対応

業務継続実施責任者は、事態の進展に応じ、業務継続計画に沿って、人員体制等を変更するものとする。その際、業務遂行上生じた問題等について情報を集約し、県警察対策本部と必要な調整を行うものとする。

3 通常体制への復帰

原則として、政府対策本部が小康期を宣言をした場合において、県内での流行状況を踏まえ、県警察対策本部長が必要と認めたときに、県警察対策本部は通常体制に復帰するものとする。ただし、県内での流行状況に応じ、小康期の宣言の前に順次通常体制に復帰し、又は小康期の宣言の後も業務継続計画の発動を継続するものとする。

第8 業務継続計画の維持・管理等

1 公表・周知

この計画は公表し、計画について県民の理解を求めるものとする。

2 教育・訓練

業務継続実施責任者は、職員に対し、新型インフルエンザ等発生時の対応について周知させ、理解させるとともに、定期的に教育・指導を行うことものとする。

また、新型インフルエンザ等が発生し、欠勤率が高まった場合の対応、職場において発症者が出た場合の対応等の訓練を実施し、この計画の点検確認を行うほか、改善点等の課題を分析するものとする。

3 点検・改善

新型インフルエンザ等に関する新しい知見が得られた場合、県警察行動計画が変更された場合、訓練等を通じて改善が必要となった場合等には、必要に応じ、この計画の改正を行うものとする。

附 則

この計画は、平成27年2月20日から施行する。

別表

業 務 仕 分 け

【警務部】

	主 な 業 務 内 容
一般継続業務	公安委員会庶務業務
	被疑者取調べ監督関連業務
	広報対応を始めとする県民等への情報伝達
	警察安全相談関連業務
	個人情報の保護及び情報公開業務
	犯罪被害者支援及び犯罪被害者等給付金等関連業務
	警察運営の企画・調整に関する業務
	警察職員の勤務制度に関する業務
	職員の人事関連業務
	職員の採用関連業務
	警察装備関連業務
	給与関連業務
	留置管理業務
	監察関連業務
	苦情対応業務
	予算、決算及び会計業務
	遺失・拾得関連業務
	職員の健康管理業務
	情報管理システムの管理、運用業務
	電話交換業務及び受付業務
	サイバーセキュリティ関連業務
縮小・中断業務	各種統計業務
	教養・研修・訓練等
	警察表彰関連業務
	機関誌の編集に関する業務
	警察音楽隊の派遣・訓練

【生活安全部】

	主 な 業 務 内 容
一般継続業務	犯罪、事故その他の事案に係る県民生活の安全と平穏に関する業務
	犯罪の予防に関する業務
	許認可関連業務
	めいてい者、家出人、迷子、その他応急の救護を要する者の保護
	児童虐待及び少年を被害者とする犯罪の防止及び被害少年の保護
	ストーカー行為等の規制等に関する法律関連業務
	配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律関連業務
	警察通信指令関連業務
	地域警察官の行う街頭活動
	警ら用無線自動車、警察用船舶及び警察用航空機の運用関連業務
	水難、山岳遭難その他の事故における人命の救助関連業務
	生活安全関連法令違反事犯の取締り

	インターネット上の違法情報、有害情報関連業務
縮小・中断業務	
	各種統計業務
	教養・研修・訓練等
	生活安全関係法令の調査・研究
	生活安全関係資料の調査、収集及び管理
	緊急を要しない防犯講習、各種会合等

【刑事部】

主 な 業 務 内 容	
一般継続業務	
	犯罪捜査
	指名手配、捜査共助関連業務
	検視業務
	暴力団対策
	海外渡航証明関連業務
	公判対応
	鑑識業務
	鑑定業務
縮小・中断業務	
	各種統計業務
	教養・研修・訓練等
	刑事関係資料の調査、収集及び管理
	刑事関係法令の調査・研究

【交通部】

主 な 業 務 内 容	
一般継続業務	
	交通規制・管制に関する業務
	許認可関連業務
	交通情報に関する業務
	交通指導取締り
	運転免許関連業務
	交通事故事件捜査
	交通反則通告業務
	交通事故情報管理業務
	放置駐車対策業務
縮小・中断業務	
	各種統計業務
	教養・研修・訓練等
	交通関係法令の調査・研究
	刊行物等の資料作成・管理

【警備部】

主 な 業 務 内 容	
一般継続業務	
	大規模災害等緊急事態事案対応

警備情報関連業務
警備情報の収集・分析
警備犯罪の取締り
テロ等未然防止のための警備諸対策
水難・山岳遭難その他の事故における人命の救助の実施に関すること
警備実施、警衛・警護活動
サイバー攻撃事案が発生した際の対処及び関連情報の収集・分析
縮小・中断業務
各種統計業務
専科教養・研修・訓練等
警備関係法令の調査・研究

【情報通信部】

主 な 業 務 内 容	
一般継続業務	
県警察、関係機関等との連絡・調整	
給与支給業務	
契約・予算業務	
物品出納業務	
物品調達・庶務関連業務	
通信調整業務	
管理換業務	
機動警察通信体制の運用	
警備、捜査等の通信運用の実施等（技術支援）	
サイバーテロに係る緊急対処・予兆把握関連業務	
警察通信施設の重要障害への対応	
情報通信システムの運用・管理に係る業務	
総合通信局検査対応業務	
無線局申請業務	
施設整備工事（工事継続中で必要不可欠なもの）	
縮小・中断業務	
各種統計業務	
専科教養・研修・訓練等	
福利厚生関連業務	
サイバーテロに係る平時の情報の収集、分析及び重要インフラ事業者等との一般的な情報交換等の実施	
情報システム整備関連業務	
通信施設整備関連業務（緊急を要しないもの）	
通信運用業務の指導等	
表彰関連業務	
回線申請業務	